

3 障害福祉サービス等

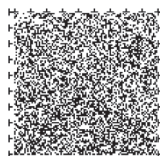
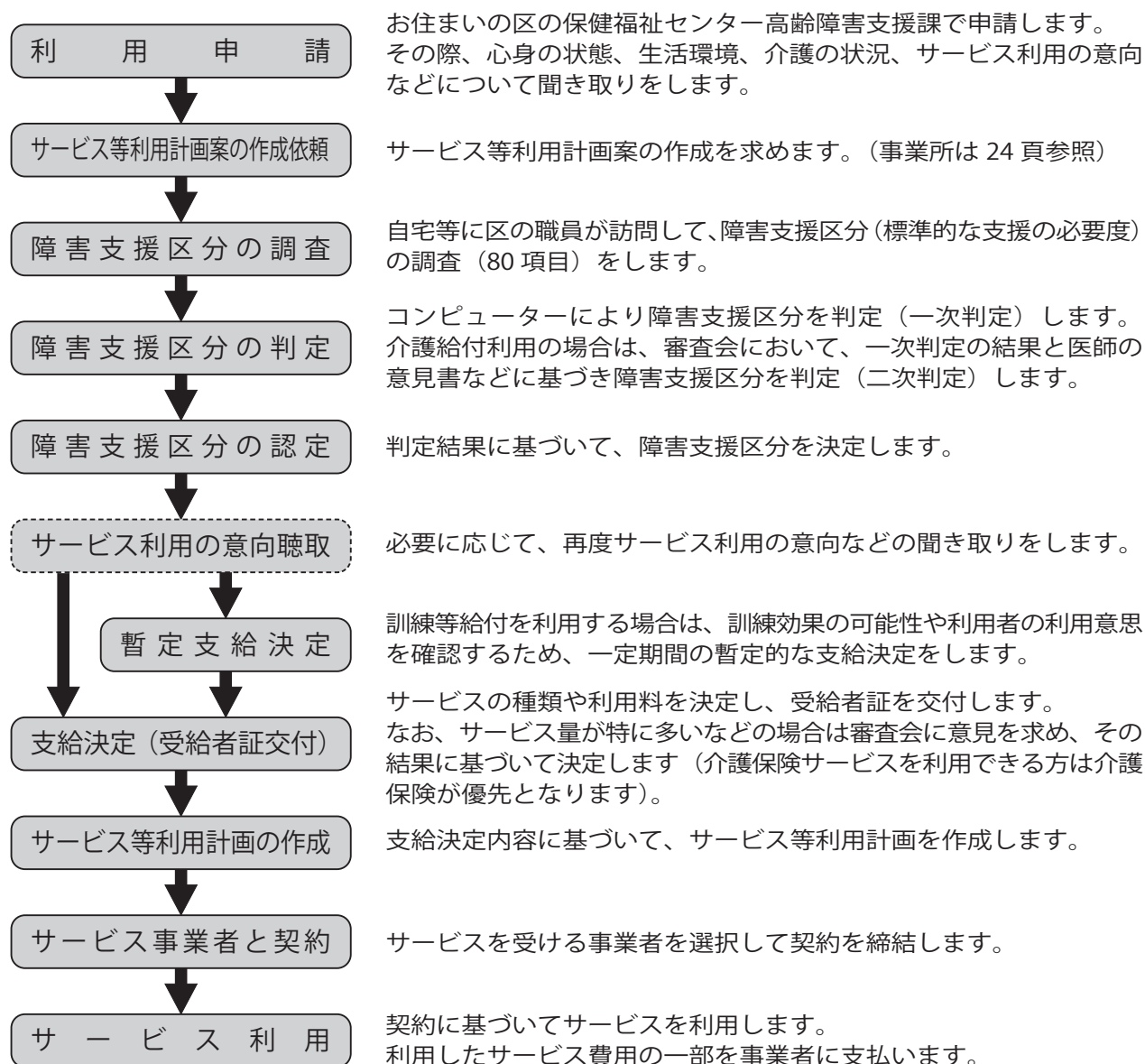
- 対象者 身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・発達障害者（児）・難病の方（児）
※ 介護保険のサービスを利用できる方（65歳以上で要介護等の状態にある方、もしくは40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護等の状態となった方）は、原則として、介護保険が優先となります。なお、介護保険が優先する障害福祉サービスについては、各保健福祉センター高齢障害支援課（電話8頁参照）へお問い合わせください。

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

難病等の方々が対象疾病に該当する方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能です。また、対象が児童の場合は、児童福祉法による障害児支援も利用できます。

- 対象となるサービス：障害福祉サービス、障害児通所支援（27頁）、日常生活用具（28頁）、補装具（33頁）、
- 対象となる疾病：118～119頁の対象疾病一覧表をご確認ください。
- 手続きに必要な書類：対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証等）

利用の手続 *すべての対象者共通



サービス等の種類

◆介護給付

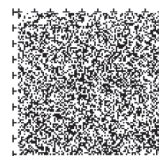
種 類		内 容
居宅介護	身体介護	居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護などを行います。
	家事援助	居宅で、調理、洗濯、買物等の家事などを行います。
同行援護		重度の視覚障害のある人に、外出時における移動の支援等を行います。
行動援護		自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 ※ 行動上著しい困難がある知的障害者（児）及び精神障害者（児）のみ対象
短期入所		居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護		居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。 ※ 常時介護を要する重度の肢体不自由者及び行動上著しい困難がある知的・精神障害者のみ対象
重度障害者等包括支援		居宅介護等、複数のサービスを包括的にを行います。 ※ 常時介護を要する障害者（児）で、介護の必要性が著しく高い方のみ対象
生活介護		昼間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 ※ 常時介護を要する障害者のみ対象
療養介護		医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 ※ 医療を要する障害者であって常時介護を要する方のみ対象
施設入所支援		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆訓練等給付

種 類		内 容
共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助		一般居宅で一人暮らしをしている障害者に、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
自立訓練	機能訓練	身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	生活訓練	生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型生活訓練	生活能力の向上のために泊まりによる訓練を行います。
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）		一般企業等での就労が困難な障害者に、一定期間、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持のために必要な訓練を行います。
就労定着支援		就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。
就労選択支援		就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して支援します。

◆地域相談支援給付

種 類	内 容
地域移行支援	障害者支援施設や病院等に入所または入院している障害者に、住居の確保などの地域における生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	一般居宅で一人暮らしをしている障害者に、夜間も含む緊急時における連絡等の支援を行います。



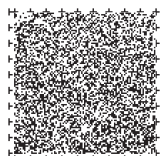
◆計画相談支援給付・障害児相談支援給付

種 類	内 容
計 画 相 談 支 援	障害福祉サービス等を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。
障 害 児 相 談 支 援	障害児通所支援を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。

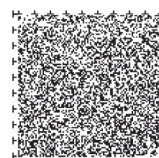
※ 障害児通所支援については27頁をご参照ください。

◆計画相談支援・障害児相談支援実施事業所

名 称	所 在 地	電 話	F A X	計 画 相 談 支 援	障 害 児 相 談 支 援
あおば	〒260-0852 中央区青葉町 1255-2	043-265-4424	043-265-4424	○	○
アルマケアサービス	〒260-0832 中央区寒川町 1-232	043-308-0133	043-308-0151	○	
かずさ相談支援事業所	〒260-0824 中央区浜野町 751 番地 浜野インタープラザ 1-2	043-235-7601	043-235-8364	○	○
ジョブシニアルクス	〒260-0013 中央区中央 2-3-16 千葉センタースクエアビル 701	043-305-5676		○	
相談支援サービスみやび	〒260-0801 中央区仁戸名町 357-20 ナリトモビル 2F A 室	043-497-2556	043-497-2557	○	○
相談支援事業所 アセプトハート	〒260-0811 中央区大森町 514-236	043-312-3895	043-332-7909	○	○
相談支援事業所 笑顔	〒260-0006 中央区道場北 1-11-22-201	043-300-7788	043-209-3000	○	○
相談支援事業所 メビウス	〒260-0006 中央区道場北 2-10-9	043-201-5019	043-307-3500	○	
相談支援事業所 並木道	〒260-0834 中央区今井 2-5-23 天満ビル 2F	043-312-4370	043-312-4371	○	○
相談支援センターこすもす	〒260-0802 中央区川戸町 468-1	043-497-2728	043-497-2127	○	○
相談支援事業所 こねくと	〒260-0854 中央区長洲 2-9-7 元旦ビル 2 階	043-308-5885	043-488-4582	○	○
相談支援事業所 Vita	〒260-0843 中央区末広 3-5-18 クレセントパーク末広 102	050-5235-5655		○	
そふとけあ	〒260-0842 中央区南町 3-3-5 古市第 3 ビル 201 号	050-8887-7740	043-312-5517	○	○
千葉聴覚障害者センター	〒260-0022 中央区神明町 204-12	043-308-6372	043-308-5562	○	○
ハビネス浜野	〒260-0824 中央区浜野町 649-1	043-264-4109	043-268-2257	○	○
みやこ訪問看護ステーション	〒260-0001 中央区都町 2-11-6 両総ビル 1 階	043-308-9399	043-290-9037	○	○
オリーブ相談事業所	〒260-0856 中央区亥鼻 2-10-16	043-301-6422	043-227-0952	○	○
ちばとん相談支援事業所	〒260-8712 中央区仁戸名町 673	043-261-5171	043-268-2613	○	
はる相談支援事業所	〒260-0013 中央区中央 4-10-8 コーケンボイス千葉中央 801	043-441-6044	043-441-6045	○	○
相談支援事業所 Amour	〒260-0813 中央区生実町 2503-5	043-308-8533	043-308-8534	○	
相談支援事業所 チャコ	〒260-0018 中央区院内 2-17-25	043-225-6503	043-225-6525	○	○
相談支援事業所医療福祉千葉くらし	〒260-0854 中央区長洲 1-10-24 ライオンズマンション千葉駅前 2-301	070-1291-0766		○	
j o c c a 川戸相談支援事業所	〒260-0802 中央区川戸町 510-1	043-312-9263	043-312-9264	○	
障害福祉サービス事業所 桜が丘晴山苑	〒260-0802 中央区川戸町 7-1	043-231-4321	043-231-4322	○	
相談支援事業所 湊	〒260-0807 中央区松ヶ丘 20-4 松ヶ丘ガーデンビル 1A	043-497-3528	043-497-3528	○	○
相談事業所 わくすま千葉みなと	〒260-0024 中央区中央港 1-1-6	090-1593-6136	043-310-3513	○	○
相談支援事業所 LILY	〒260-0013 中央区中央 4-10-6	043-306-7625	043-306-7624	○	
Nexus	〒260-0022 中央区神明町 211-1 2F	043-204-2350		○	○
マルクインクル千葉中央	〒260-0013 中央区中央 3-5-1 千葉中央トーセイビル 7F-A	080-8641-0200	043-307-6714	○	
ひなたのもり・相談室	〒260-0042 中央区椿森 2-18-3 山下ハイツ 1 階	043-301-4440		○	○
いちご相談支援事業所	〒262-0045 花見川区作新台 8-12-2-406	043-250-2475	043-257-5817	○	○
ケイワ介護サービス	〒262-0012 花見川区千種町 166-90	043-250-5622	043-250-5623	○	
支援センターはなみがわ	〒262-0043 花見川区大戸町 757-3	043-258-1400	043-258-1389	○	
畑町ガーデン	〒262-0018 花見川区畑町 591-17	043-350-1550	043-350-1555	○	○
ななうた相談支援室	〒262-0019 花見川区朝日ヶ丘 4-3-10 スカイメゾン新検見川 203	070-3223-9868		○	○
ひなぎく相談支援事業所	〒262-0047 花見川区長作台 1-10-12 アルカディア 101	043-304-6088	043-304-5896	○	○
福祉の相談室花見川	〒262-0014 花見川区さつきが丘 2-34-1-403	043-306-2067	043-306-2068	○	○
みすず相談支援事業所	〒262-0019 花見川区朝日ヶ丘 1-21-13	043-306-8460	043-350-0182	○	○
れんげきぼう相談室	〒262-0021 花見川区花園町 1574-18	043-276-5434	043-276-5447	○	○
相談支援事業所 B I - W A	〒262-0044 花見川区長作町 999-3	043-306-2385	043-306-2386	○	○
千葉相談支援センター	〒262-0045 花見川区作新台 5-17-3	043-258-2507	043-301-6183	○	○
i c h i e	〒262-0025 花見川区花園 1-19-2	080-3122-2752		○	
B R I D G E 8	〒262-0022 花見川区南花園 2-2-15 C I - 2 3 ビル 5 0 2	043-306-1274	043-306-1275		○
相談支援センター かがやき	〒262-0033 花見川区幕張本郷 4 丁目 7-17 M H ビル 3 0 2 号	043-441-4992	043-441-4982	○	○
はなみがわ相談室	〒262-0001 花見川区横戸町 1589-10	070-5581-1667		○	○
相談室 COCOLO	〒262-0045 花見川区作新台 5-16-12	043-305-5295	043-305-5295	○	○



名 称	所 在 地	電 話	F A X	計 画 相 談 支 援	障 害 児 相 談 支 援
あけぼの園	〒 263-0001 稲毛区長沼原町 321-2	043-250-5992	043-250-5982	○	
おおぞら園	〒 263-0001 稲毛区長沼原町 324-17	043-306-3912	043-306-3913	○	
かめむしゃぶらん	〒 263-0005 稲毛区長沼町 225-10	043-441-7582	043-441-7593	○	○
ケアプラン恵の花	〒 263-0001 稲毛区長沼原町 317-1 ウィルフォーレ稲毛 3-808	043-376-5131	043-284-6636	○	
ゴールドン相談室	〒 263-0031 稲毛区稲毛東 3-6-18-303	043-441-3428	043-441-3438	○	○
相談支援事業所りぼん	〒 263-0053 稲毛区柏台 1-5-101 BI	043-215-7139	043-331-6849	○	○
相談支援事業所すばる	〒 263-0054 稲毛区宮野木町 395-2	043-305-5986	043-305-5987	○	
相談支援事業所 apple	〒 263-0002 稲毛区山王町 25-2	043-497-6276	043-497-6277	○	○
相談支援事業所わくすま	〒 263-0024 稲毛区六川 2-4-4 リウファーム ANAGAWA 102号	043-306-5296	043-306-5297	○	○
地域生活支援センターふらる	〒 263-0015 稲毛区作草町 2-4-6	050-3734-0480	043-206-4220	○	○
父の樹園	〒 263-0001 稲毛区長沼原町 321-3	043-257-7315	043-306-1833	○	
花いちりん千葉	〒 263-0054 稲毛区宮野木町 1722-89 ベルシオン宮野木 102 号	043-259-2771	043-250-1104	○	○
ひだまり	〒 263-0005 稲毛区長沼町 32	043-258-8604	043-310-5061	○	○
相談支援事業所れが〜と	〒 263-0051 稲毛区園生町 348-43	043-306-8428	043-305-4908	○	○
くらし相談支援事業所千葉四街道	〒 263-0002 稲毛区山王町 387-1 シャルムハイツ C201	047-411-6190	047-411-6197	○	○
相談支援事業所 nine	〒 263-0012 稲毛区萩台町 664-50	043-306-9650	043-306-9651	○	○
相談支援事業所ここから	〒 264-0016 若葉区大宮町 3421-1	043-310-5645	043-310-5116	○	
相談支援事業所クローバー	〒 264-0006 若葉区小倉台 5-20-10-2w	043-312-0802	043-312-0880	○	○
相談支援事業所こんばす	〒 264-0026 若葉区西都賀 4-2-19	043-304-5480	043-306-8722	○	○
相談支援事業所 ポルコ	〒 265-0066 若葉区多部田町 538-7	090-3516-4169		○	○
千葉ハートケア訪問介護サービス	〒 265-0066 若葉区多部田町 1592-2	043-228-6887	043-228-6889	○	○
千葉光の村授産園	〒 265-0046 若葉区小間子町 1-8	043-228-5300	043-228-5400	○	
ディアフレンズ大宮	〒 264-0016 若葉区大宮町 2838-1	043-312-6377	043-231-6105	○	○
中野学園	〒 265-0051 若葉区中野町 1574-31	043-228-6114	043-228-4651	○	○
もんじゅのちえ	〒 265-0043 若葉区中田町 2378-9	043-308-5926	043-308-5926	○	
若葉泉の里大宮センター	〒 264-0016 若葉区大宮町 2112-8	043-312-2727	043-265-5405	○	○
相談支援事業所ウィズ YOU	〒 264-0006 若葉区小倉台 2-1035-27 エムコーポ 103 号	043-497-2826	043-497-2827	○	○
相談支援事業所 あーぶる	〒 264-0006 若葉区小倉台 4-19-1 作田ビル 2 階 A	043-497-6708	043-497-6718	○	○
ばる's 相談支援事業所	〒 264-0016 若葉区大宮町 1632-12	070-3271-7452		○	○
千葉相談支援事業所 Guardian	〒 264-0002 若葉区千城台東 1 丁目 4 番 6 号 坂月ビル 201号	043-312-5961		○	○
アガペの里	〒 266-0003 緑区高田町 109-2	043-293-5255	043-293-5256	○	
エルピザの里	〒 266-0003 緑区高田町 149-2	043-291-0761	043-291-0764	○	
鎌取相談支援センター	〒 266-0007 緑区辺田町 605-2	043-300-3155	043-300-3156	○	○
指定相談支援事業所くくる	〒 266-0003 緑区高田町 1784-2	043-310-4440	043-309-7445	○	○
障害者支援施設 鎌取晴山苑	〒 266-0011 緑区鎌取町 2810-23	043-265-2277	043-265-3388	○	○
相談支援事業所エルフの森	〒 267-0066 緑区あすみが丘 6-49-23	090-6536-3388	043-356-4356	○	○
相談支援かもみ〜る	〒 266-0005 緑区誉田町 3 丁目 69 番地 28	090-9635-4126	050-4561-5449	○	○
相談支援センター ココナッツ	〒 267-0066 緑区あすみが丘 8-16-27 ハイツ和 101	070-9117-5572	050-3588-6204	○	○
相談支援センターしいのみ	〒 266-0003 緑区高田町 1953-1	043-291-2941	043-291-2181	○	○
相談支援事業所ワンスワース	〒 267-0055 緑区越智町 1821 番地 52	080-9404-4857		○	○
千葉県千葉リハビリテーションセンター	〒 266-0005 緑区誉田町 1-45-2	043-291-1831	043-291-1857	○	○
特定相談支援事業所セルフ・ガーデンハウス	〒 267-0057 緑区大木戸町 1423-3	043-295-7401	043-295-7406	○	
ふる里学舎あすみが丘	〒 267-0061 緑区土気町 446-52	043-294-1211	043-294-1212	○	○
相談支援事業所さつき	〒 266-0003 緑区誉田町 2-20-384 第一ハイム 102	043-386-3859	043-386-3859	○	○
リハビリクス相談支援センター	〒 266-0031 緑区おゆみ野 3-24-1 アイ・ティ・オーおゆみ野B号室	080-7626-4559	043-290-9572	○	○
てくてく 相談支援事業所	〒 260-0804 緑区おゆみ野 3 丁目 24-2 ASAJIビル 1 階	043-497-5884	043-497-5864	○	○
相談支援事業所くじらの声	〒 266-0007 緑区辺田町 127-66	043-308-3747		○	○
千葉市療育センター相談支援事業所ばれっと	〒 261-0003 美浜区高浜 4-8-3	043-279-4311	043-279-4300	○	○
ディアフレンズ美浜	〒 261-0012 美浜区磯辺 2-21-1	043-303-0586	043-303-0583	○	○
ななくさ	〒 261-0005 美浜区稲毛海岸 4-10-2	043-441-7083	043-238-8666	○	
美浜クローバーサポートささえ愛	〒 261-0012 美浜区磯辺 6-3-10	043-270-6130	043-270-6120	○	○
ドットセンター 稲毛海岸（相談支援）	〒 261-0004 美浜区高洲 1-24-2 千葉市不動産会館 3-B	043-307-8066	043-307-9561	○	○
しーさぼーと相談室	〒 261-0003 美浜区高浜 1-10-1 高浜ショッピングセンター 4-2	043-400-3201	043-400-3202	○	○
指定相談支援センターさいわい	〒 261-0005 美浜区稲毛海岸 2-3-1	043-242-1230	043-248-2884	○	○



利用者負担

- 利用したサービス費用の1割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、1か月に負担する費用の上限額が定められています。
- 収入の少ない方などへの各種軽減措置があります。
- 生活保護世帯、市民税非課税世帯（低所得）の負担上限月額は無料です。
- 税制改正により年少扶養控除・特定扶養控除の一部が廃止となりましたが、2012年7月以降についても税制改正前の年少扶養控除・特定扶養控除があるものとして負担上限額を算定します。

◆月額負担上限額表（日常生活用具・補装具については、一般1の区分はありません）

所得区分		負担上限月額
一般2	市民税課税世帯（一般1に該当する方を除く）	37,200円
一般1	市民税課税世帯 （所得割16万円（障害児は28万円）未満※） （20歳以上の施設入所者、グループホーム利用者を除く）	施設入所、グループホーム利用以外の障害者 9,300円 施設入所以外の障害児 4,600円 20歳未満の施設入所者 9,300円
低所得2	市民税非課税世帯（低所得1に該当する方を除く）	0円
低所得1	市民税非課税世帯のうち、本人の年収82万6,500円以下	
生活保護	生活保護受給世帯	

※2018年度から、政令市における個人住民税所得割の標準税率は、市民税が8%（従来は6%）となる一方、道府県民税が2%（同4%）となりました。政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、従来の税率6%を適用した金額を市民税所得割額とみなして区分の判定を行います。

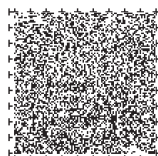
◆所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	同一の世帯に属する方 （住居および生計を同一とする者）

軽減措置

軽減措置	内 容	対象者
施設入所者の 補 足 給 付	食費・光熱水費の自己負担額を、収入に応じて軽減します。	【20歳未満】すべての利用者 【20歳以上】生活保護、低所得1、低所得2の利用者
通所施設等の 食 費 負 担 軽 減	食費の人件費相当分を軽減します。	生活保護、低所得1、低所得2、一般1の ・日中活動系サービス利用者 ・短期入所利用者
高額障害福祉 サ ー ビ ス 等 給 付 費	同じ世帯の中に、障害福祉サービスを利用する方が2人以上いる場合、障害福祉サービスを利用する方が介護保険も利用している場合、障害児通所・入所支援を利用する場合、又は補装具費の支給を受ける場合は、それぞれの負担額を合算して、一定額を超える分を償還します。 65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担額を償還します。	すべての利用者 市民税非課税、生活保護で、一定の要件を満たす利用者
生活保護への 移 行 防 止	利用者負担や食費・光熱水費等を支払うと生活保護になってしまう場合は、生活保護にならないよう利用者負担や食費・光熱水費を軽減します。	すべての利用者
障害児通所支 援の多子軽減	年上のきょうだいがいる場合（所得要件等有）や、就学前の兄・姉が保育所等（※）に通っていた場合、障害児通所支援の負担額を軽減します。	児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の利用者 （就学前に限る）
就学前の障害児の 発達支援の無償化	満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間に、障害児の発達支援の利用料を無償化します。	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用者（左記期間に限る）

※保育所等：保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・障害児通所支援特例保育・家庭的保育



地域生活支援給付

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むため、地域の実情に応じ、市町村が主体となつて行うこととされた地域生活支援事業において、千葉市では、障害福祉サービスと同様の個別給付型のサービスを地域生活支援給付事業として提供します。

サービスを利用するには、事前に支給決定を受ける必要があります。支給決定の後、障害者が自らサービスを選択し、登録を受けた事業者との契約によりサービスを利用します。サービスを利用した場合には、サービス費用の一部（原則として1割）を、利用者負担額として負担します。

なお、利用者負担額については、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額と合算した額が障害福祉サービス及び障害児通所支援における負担上限月額を超えないようにします（障害福祉サービス・障害児通所支援との統合上限）。

種 類	内 容
移 動 支 援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護を行います。 ※ 屋外での移動が困難な障害者等のみ対象
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。 ※ 居宅において入浴が困難な重度の身体障害者等のみ対象
日 中 一 時 支 援	障害のある方等を障害者支援施設等で一時的に預かり、見守り等の支援を行います。
重度訪問介護利用者等 大 学 修 学 支 援	重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間、修学に必要な身体介護などの支援を行います。
重度障害者等就労支援 特 別 事 業	重度障害者が就労する場合に、通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行います。

障害児通所支援

各区保健福祉センター高齢障害支援課で障害児通所給付費の申請をします。サービスを受けるには、事前に支給決定を受ける必要があります。支給決定の後、保護者が障害児通所支援事業者と契約を結び、サービスを利用します。サービスを利用した場合には、サービス費用の一部（原則として1割）を、利用者負担額として負担していただきます。（障害福祉サービス制度と同様に、1か月に負担する費用の上限額など各種軽減措置が定められています）。

（利用者負担・軽減措置については26頁をご覧ください）

■内 容

種 類	対 象	内 容
児 童 発 達 支 援	未就学の障害児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	肢体不自由がある障害児	児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児	授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児等であって児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	居宅を訪問して発達支援等を行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所や幼稚園等の集団生活を営む施設に通う障害児	保育所等を訪問し、障害児以外のクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■窓 口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・FAX 8頁参照
-------------------	-------------

